

8月から、サービス利用時には「介護保険負担割合証」が必要になります

介護保険制度の改正について

広報みしま5月1日号で、65歳以上の人の介護保険料の改定についてお伝えしました。今回は、お伝えした内容に関する変更点と、介護保険サービスを利用する人に8月からの制度改正について、その概要などをお知らせします。

▶▶ 65歳以上の人の介護保険料について

平成27年度介護保険料が7月に算定されます。65歳以上の対象者には、7月中旬に通知書などを郵送しますので、記載内容を確認してください。

また、広報みしま5月1日号でお伝えした、所得段階が第1段階の人の改定後年額について、金額が確定

しましたので、お知らせします。なお、災害や失業などにより生計維持が困難な人や、所得段階が第1～第3段階で、生活保護基準額程度の収入の人など、一定の要件に該当する人には減免制度があり、申請を受け付けています。納付困難な人はご相談ください。

所得段階	所得区分	平成24～26年度 (改定前年額)	平成27～29年度 (改定後年額)
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受けている人	24,800円	22,900円
	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	24,800円	※広報みしま5月1日号からの変更点

▶▶ 介護保険の利用者負担と軽減制度について

●高額介護サービス費の上限額に新区分を設定

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護（予防）サービス費」の利用者負担段階区分に「(課税世帯) 現役並み所得」の区分(同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいる場合)が新たに設定されます。ただし、本人および同一世帯内の65歳以上の人の収入額によっては、市に申請することで、「(課税世帯) 一般」区分の上限額(37,200円)が適用されます。

利用者負担段階区分	上限額(世帯)	
	7月まで	8月から
(課税世帯) 現役並み所得<新設>	37,200円	44,400円
(課税世帯) 一般		37,200円
住民税非課税世帯	24,600円	変更なし
(個人) ・合計所得金額+年金収入が80万円以下 ・高齢福祉年金の受給者	(個人) 15,000円	
生活保護受給者	15,000円	

●一定以上の所得がある人は利用者負担が2割に変更

8月サービス利用分より、一定以上の所得(本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯内のすべての65歳以上の人の年金収入とそのほかの合計所得金額が346万円以上※単身で280万円以上)がある65歳以上

の人が、サービスを利用したときの利用者負担は2割になります。※ただし、住民税非課税者、生活保護受給者は1割負担となります。

これに伴い、新たに「介護保険負担割合証(びわ色)」(7月中旬発送予定)を発行します。サービスを利用するときには、介護保険被保険者証と併せて、この「介護保険負担割合証」の提示が必要になります。

●「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(藤色)」の有効期限を変更

社会福祉法人などが提供する対象サービスを利用した際の減額制度について、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(藤色)」の有効期限を「毎年7月～翌年6月」から「毎年8月～翌年7月」に見直します。平成26年7月から平成27年5月までに交付された確認証については、有効期限を「平成27年7月31日」に読み替えて使用してください。

●介護保険施設利用者の食費・居住費(滞在費)の負担軽減に関する注意事項

住民税非課税の人は、介護保険施設の入所(短期入所含む)費用の利用者負担が軽減されます。ただし、判定基準には被保険者本人の収入と預貯金などに加え、配偶者の収入と預貯金などが含まれます。※利用中の人には、6月中に申請書類を送付します。

問合せ 長寿介護課 (☎983-2607)

平成27年度の国民健康保険税の納税通知書は7月下旬に発送します

国民健康保険税の軽減対象世帯が拡大されます

軽減対象となる所得基準額の引き上げが実施されます。

国民健康保険税は前年中の所得に応じて計算され、世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者（国民健康保

険から後期高齢者医療制度へ移行し、その後も継続して同じ世帯に属する人）の当該所得の合計額が基準額以下の世帯は均等割と平等割が軽減されます。

●軽減基準額の改正

	改正前（平成26年度）		改正後（平成27年度から）
7割軽減	33万円以下	7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円+24.5万円×（被保険者および特定同一世帯所属者数）以下	5割軽減	33万円+26万円×（被保険者および特定同一世帯所属者数）以下
2割軽減	33万円+45万円×（被保険者および特定同一世帯所属者数）以下	2割軽減	33万円+47万円×（被保険者および特定同一世帯所属者数）以下

国民健康保険についてご不明な点は、お問い合わせください。

問合せ 税額について…市民税課（☎983-2626）、加入・脱退について…保険年金課（☎983-2604）

8月1日からは「緑色」の新しい被保険者証（7月末までにお届け）を提示してください

後期高齢者医療被保険者証の更新時期です

●一部負担割合を更新します

医療費の負担割合は平成26年中の所得で判定されます。

現役並み所得者（住民税課税所得金額が145万円以上ある後期高齢者医療制度の被保険者および同じ世帯にいる被保険者）は3割負担ですが、世帯の収入状況により申請すると、1割負担になることがあります。

所得区分	自己負担割合	自己負担限度額（1カ月）	
		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+（医療費-267,000円）×1% ※4回目以降は44,000円
一般	1割	12,000円	44,400円

●限度額適用・標準負担額減額認定証も更新になります

住民税非課税世帯の人は、申請し認定されると申請月から適用されます。※すでに認定を受けている人は手続き不要

自己負担限度額

所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	入院時の食事負担（1食あたり）
低所得者II	8,000円	24,600円	90日まで…210円 90日以上…160円
低所得者I	8,000円	15,000円	100円

申請に必要なもの 印鑑、保険証（被保険者証）

問合せ 保険年金課（☎983-2710）

20歳以上の学生の皆さんが対象です

国民年金「学生納付特例」の申請を受け付けています

20歳以上の学生で国民年金保険料の納付が困難な場合、申請して承認されれば保険料の納付が10年間猶予されます。学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に通う人のことです。

なお、申請時点の2年1カ月前までさかのぼった学生納付特例の申請や、猶予された保険料の追納（後払い）制度もありますので、お気軽にご相談ください。

●平成27年度分の申請について

申請の対象期間 平成27年4月分～平成28年3月分

申請手続き場所 保険年金課国民年金係

申請手続きに必要なもの

●必ず必要なもの

学生証（コピー可、有効期限がわかるようにコピーしたもの）または在学証明書

○場合によって必要なもの

▶認め印（家族が代理で申請する場合）▶日本年金機構から本人に郵送された書類一式（20歳到達者の場合）▶雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票（前年就労して退職・失業した場合）▶平成27年度の所得証明書

問合せ 保険年金課（☎983-2606）